

水量合算の廃止に伴う基本使用料に係る経過措置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市水道事業給水条例の一部を改正する条例(平成22年豊中市条例第22号。以下「一部改正条例」という。)附則第9項の規定による経過措置(以下「経過措置」という。)の適用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(経過措置の適用の取消し)

第2条 豊中市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、一部改正条例附則第4項に定める改正前の豊中市水道事業給水条例(以下「改正前の条例」という。)第33条の規定の適用を受けている給水装置の使用者が変更されたときは、経過措置の適用を取り消すことができる。

(メーターの閉栓等に伴う措置)

第3条 改正前の条例第33条の規定の適用を受けている給水装置に係るメーター(以下「適用メーター」という。)の閉栓等により、適用メーター数に変動が生じた場合(閉栓等により残存する適用メーターが1個以下になった場合を除く。)についても、引き続き経過措置を適用することができる。

(実施の細目)

第4条 この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から実施する。